

幼児センター「こどものもり」 入所児童の募集について

平成30年度の新規入所児童を募集します。新規に入所を希望される人は、次により申込みください。なお、既に入所されている人は、申込みの必要はありません。

入所基準

幼児センターに入所できる児童は、就学前の児童で、その家庭が次のいずれかに該当する場合があります。なお、入所希望数が定員を上回った場合、選考基準に基づいた面接による入所選考審査を行います。

- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む。）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む。）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ・虐待やDVのおそれがある場合
- ・育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合



- 《開設時間》 午前7時30分から午後6時30分まで（日曜、祝祭日を除く）
 《保育料》 入所児童の年齢と世帯員の平成29年の所得割課税額に応じて異なります。【表1】
 《申込方法》 入所申込書及び添付書類を申込先まで提出してください。
 入所申込書等は保健福祉課及び幼児センターにあります。
 《申込期限》 1月31日（水）まで
 《お問い合わせ・申込先》

役場保健福祉課福祉・子育て支援グループ ☎4-2511（内124）
 ☆4-251104
 下川町幼児センター「こどものもり」 ☎・☆4-2413

【表1】月額保育料 参考：平成29年度

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児		3歳以上児		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,600円	2,100円	2,400円	1,400円	
第3階層	市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円 未満	7,800円	4,600円	6,600円	
第4階層		48,600円 以上 97,000円 未満	12,000円	7,200円	10,800円	6,400円
第5階層		97,000円 以上 169,000円 未満	17,800円	10,600円	16,600円	9,900円
第6階層		169,000円 以上 301,000円 未満	24,400円	14,600円	23,200円	13,900円
第7階層		301,000円 以上 397,000円 未満	32,000円	19,200円	30,800円	18,400円
第8階層		397,000円 以上	41,600円	24,900円	40,400円	24,200円

- ※ 表1の保育料は月額です。
 ※ 同一世帯から2人以上入所される場合は減額があります。